



世田谷区 基本計画

1

策定の背景

1 策定の背景

策定にあたって

基本計画は行政運営の基本的な指針であり、中長期的な展望を踏まえ、向こう10年間の施策を総合的かつ体系的に明らかにする、最上位の行政計画です。

自治体としての自律性、主体性に基づいて策定することが求められています。

基本計画は、計画の意義を示す「策定の背景」、基本方針等を示す「視点」、先導性・創造性、分野横断的な観点から区政を牽引する「重点政策」、行政分野ごとの個別計画を総合的に調整する方針と施策体系を示す「分野別政策」、地域ごとの将来像を示す「地域計画」、区民・事業者・行政のパートナーシップによるまちづくりや区民参加、自治体経営の推進（執行体制、地域行政、公共施設等）について示す「実現の方策」、「外郭団体改革基本方針」、「公共施設整備方針」の各章で構成されています。

基本計画には、計画策定の背景および中長期的な展望として、基本構想でも触れられている人口構成や家族形態の変化などの課題認識を示すとともに、区財政の見通し、公共施設や都市インフラの老朽化等の状況、自治権拡充の動向について示し、今後の区政の推進にあたって踏まえるべき点を明確にします。



世田谷区をめぐる状況

①区の歴史

世田谷区は、武蔵野台地に広がる環境に恵まれた住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川から野川沿いに続く緑の国分寺崖線、世田谷の原風景とも言える農の風景、歴史が織り込まれたまち、にぎわいのあるまちなど、人々の生活や文化に根ざした個性豊かな多様な都市風景によって形作っています。

昭和7年(1932年)に世田谷、駒沢、玉川、松沢の2町2村が合併して世田谷区が生まれました。その後、昭和11年(1936年)に千歳、砧の2村が合併して、現在の姿となりました。区内への鉄道の開通や関東大震災後の復興、第二次世界大戦後の復興から近年までの急激な人口流入、快適な居住環境と都心部への交通条件の良さによりベットタウンとして拓け、今では、23区最大級の面積を有し、88万人という県に匹敵する都内最大の人口を抱える住宅都市へと発展し、今日の世田谷へと続いています。

そうしたなかでも、個性や独自の歴史、特色を持ち、多様性のあるコミュニティの活性化が図られてきました。暮らしの豊かさが増し、うるおいやゆとりが求められるなかで、文化・福祉・スポーツなどの多様な活動へ広がりました。まつりやボランティアなど地域活動への高まり、福祉や防災まちづくりなどの取組みを積極的に進め、個性豊かなまちづくり活動を支えています。

国分寺崖線に代表される樹林地や湧水地など、みどりとみずに恵まれた住宅都市を背景とし、多くの文化人が輩出されるとともに、その環境を愛する区民の尽力によって豊かな住宅環境が保全されています。また、区民の生活に結びついた魅力ある商業地や大学、文学施設が点在し、にぎわいや文化の香りのある都市の魅力を高めています。

②社会動向

わたしたち世田谷区民は、この20年の間にバブル経済の崩壊と長期にわたるデフレ経済を経験し、予想を超えて進むグローバル化や高度情報化の進展、急速に進む少子高齢化や都市化に伴う家族形態の多様化や人と人のつながりの希薄化、格差の拡大による深刻な問題などに直面してきました。

また、平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を超えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにし、

1 策定の背景

わたしたち一人ひとりの生き方や地域社会のあり方の土台を揺さぶることになりました。

人々の間では、人と人との助け合いや、自ら考え行動することの重要性が再認識されており、これまで当たり前のように思っていた日常生活の営み、区民と行政の関係についても、改めて見直す動きが生まれています。

③人口

世田谷区の人口は、平成25年(2013年)1月1日現在で、860,749人¹(日本人 845,922人、外国人 14,827人)となっています。

また、世帯数は、448,179世帯、一世帯あたりの人員が2人を下回って(1.92人)います。

人口構成の変化(割合)は、平成7年(1995年)と比べ、年少(0～14歳)人口は、11.5%と、横ばいですが、その一方で、高齢者(65歳以上)人口は、13.5%から19.3%へと、5.8ポイント上昇し、高齢化が進んでいます。

とりわけ、75歳以上の高齢者についてみると、総数84,368人(平成25年/2013年4月1日現在の住民基本台帳)のうち、単身世帯が4割弱(37.8%)で、さらに高齢者のみ世帯(28.5%)と合わせると、高齢者(75歳以上)のほぼ3分の2が高齢者のみで暮らしている実情です。

過去の人口の変動要素の推移をもとに計算する将来人口推計(平成25年/2013年1月1日現在の住民基本台帳人口を基準)によると、平成35年(2023年)には、873,332人(日本人のみ)になると推計されます。

内訳として、年少人口が平成25年(2013年)の97,521人(構成比11.5%)から約10,000人増加し、107,756人(12.3%)に、高齢者人口は、163,484人(構成比19.3%)から約17,000人増加し、180,602人(20.7%)となります。生産年齢(15歳～64歳)人口は、584,917人(69.1%)から584,973人(67%)と、人口は横ばいですが構成比は微減します。

また、平成36年(2024年)以降については、今後の社会動向等により大きな影響を受けますが、総人口の微増傾向(平成50年/2038年 883,000人、日本人のみ)が保たれる一方で、高齢者の割合は増え、年少人口については減少に転じ、少子高齢化となっていくと見込まれます。今後も将来人口推計を更新し、その動向を見据えていくことが必要です。

区では、みどりとみず、福祉、教育などの環境を整え、88万区民²の快適な居住環境を守っていくことが期待されます。

1：平成25年(2013年)1月1日現在の住民基本台帳人口

2：平成22年(2010年)10月1日現在の国勢調査

高齢者人口および世帯数

■平成25年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者(65歳以上)人口

65歳以上			
	合計	男	女
総人口	165,900人	68,466人	97,434人
単身世帯	50,667人	12,497人	38,170人
全員が高齢者のみ世帯	60,329人	29,393人	30,936人
64歳以下と同居世帯	54,904人	26,576人	28,328人

75歳以上			
	合計	男	女
総人口	84,368人	31,313人	53,055人
単身世帯	31,910人	5,479人	26,431人
全員が75歳以上の世帯	24,024人	11,810人	12,214人
74歳以下と同居世帯	28,434人	14,024人	14,410人

■平成25年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者(65歳以上)がいる世帯数

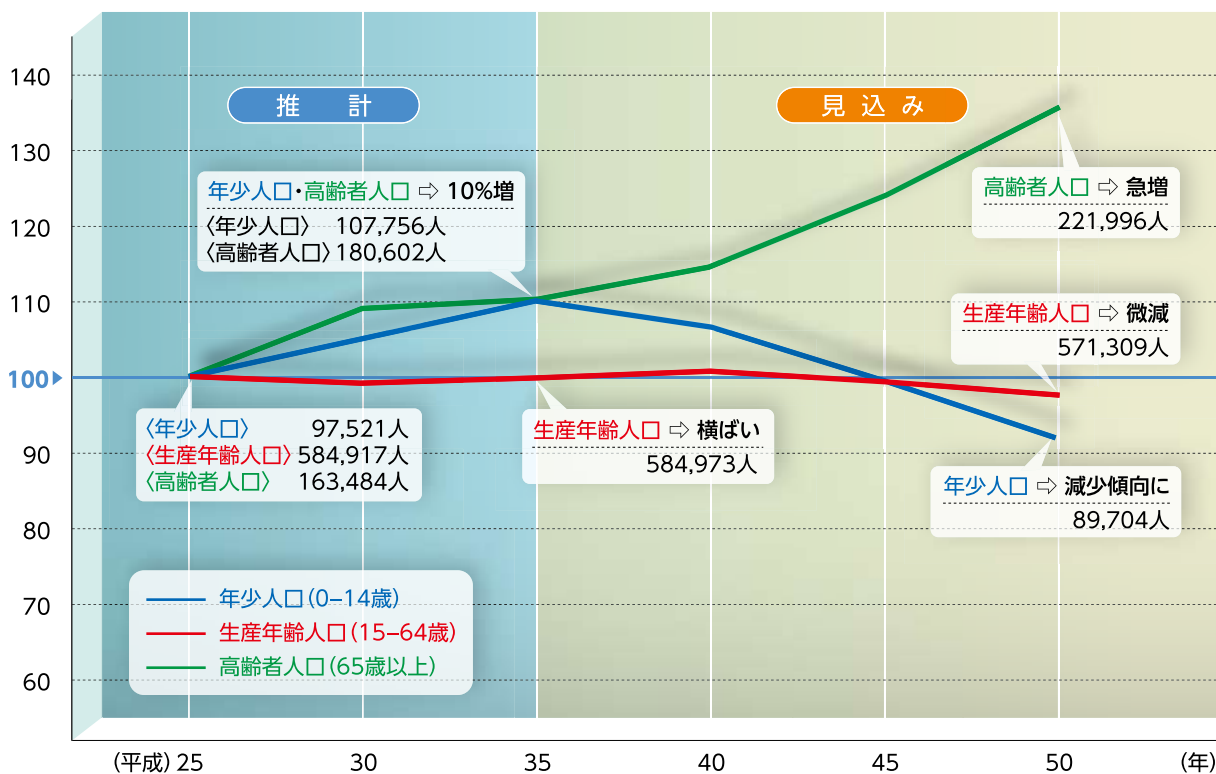
65歳以上	
	合計
総世帯数	121,707世帯
単身世帯	50,667世帯
全員が高齢者のみ世帯	30,041世帯
64歳以下と同居世帯	40,999世帯

75歳以上	
	合計
総世帯数	68,465世帯
単身世帯	31,910世帯
全員が75歳以上の世帯	11,989世帯
74歳以下と同居世帯	24,566世帯

出典:世田谷区資料

人口に関するデータ

■平成25年を100とした年齢階層別人口の推移



※住民基本台帳人口(外国人を含まない)
出典:「世田谷区将来人口推計(平成26年2月)」

	平成25年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年	平成50年
総人口	845,922	861,383	873,332	879,035	881,360	883,009
	100	102	103	104	104	104

上段:人数(人)
下段:平成25年の人数を100とした場合の値

1 策定の背景

④土地利用等

区の面積は、58.084km²であり、土地利用の約9割が住居系で占められており、住宅地としての特徴を色濃く示しています。また、三軒茶屋、下北沢、二子玉川などの駅周辺や幹線道路・沿道には、商業系の土地利用が集中しています。

地域の貴重な資源であるみどりは、区制100年の平成44年(2033年)に向けて、みどり率の33%をめざし、「世田谷みどり33^{*}」の実現を呼びかけていますが、平成23年(2011年)調査時のみどり率は24.6%と、わずかながら平成18年(2006年)調査時より減少しています。特に区東側は、まとまった公園、緑地や樹林地が少なくなっています。一方、区西側は国分寺崖線の自然林や農地など多様で貴重なみどりが残っています。

世田谷区は、都心や郊外へ延びる東西の私鉄が通っており、補完的に近距離の移動や南北の公共交通としてバス路線網があります。しかし、道路基盤の未整備な地区では、バス路線も不足するなか、南北公共交通の強化をはじめ、安全安心かつ快適に移動できることや、新たな公共交通環境の整備が求められています。

⑤地域資源

代表的な地域・地区コミュニティの組織である町会・自治会196団体の加入率は、平成25年(2013年)7月時点では約56.15%と、平成3年(1991年)の66.21%から低下傾向にあります。

ここ数年にわたる地域の活性化に向けた支援の成果として、平成21年(2009年)から平成22年(2010年)にかけては、わずかに上昇に転じていますが、長期間で見た場合、集合住宅の増加等により、地域のつながりが薄れているという傾向は否めません。

一方、福祉・子育て、環境保全などさまざまな分野で、NPO法人等による活動が行われています。平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の際の災害対策等の活動を契機に、行政のさまざまな限界を超えて、公的サービスを提供できる存在として、NPO法人等の活動に対する意識が高まったことによるものです。区では、平成11年(1999年)のNPO法施行の初年度においては、NPO法人認証数は23団体でしたが、14年経過した平成25年(2013年)3月には、471団体と増加しています。

一方、学校を拠点としたコミュニティも活発であり、平成9年度(1997年度)から、全国に先駆け、区立小・中学校に「学校協議会」が設置され、さらには、「おやじの会」の活動など、児童・生徒の健全育成、地域防災活動、学校教育の充実等に取り組んでいます。また、平成25年度(2013年度)から、全区立小・中学校が地域運営学校となり、保護者や地域住民等が一定の権

限と責任を持って学校運営に参画するなど、地域とともに子どもを育てる教育を推進しています。

区内産業においては、多様な小売業やサービス業が多いのが特徴ですが、平成24年(2012年)の区内事業所総数調査では約24,500事業所となり、情報通信業、医療・福祉の部門が微増傾向にあります(平成19年度に産業分類を改訂)。また、最近では高齢化による医療や福祉、健康サービスが増加傾向となっています。

⑥公共施設

世田谷の公共施設は、昭和30年代半ば(1960年代)から昭和50年代半ば(1980年代)にかけての人口増加に伴い、小・中学校をはじめとして多くが整備されました。今日、これらの施設は建築から50年を経過し、改築や大規模改修が集中する時期を迎えており、その経費が大きな財政負担となっています。区の公共施設は、平成25年(2013年)4月現在において、605施設(855施設機能)あり、区民会館や区民センター、地区会館・区民集会所など、きめ細かく配置された公共施設は幅広い世代の区民の活動の場となっています。その一方で、その設備更新と効率的な利用は区の大きな課題です。

⑦財政状況

世田谷区の財政状況は、我が国経済の景気回復の動きを背景に、平成20年(2008年)秋の世界金融危機の影響により大きく落ち込んでいた税収等の歳入に回復の兆しが見え始めているものの、国の税制改正において地方法人課税の一部国税化が決定し、今後、特別区交付金の減として現れてくるなど、予断を許さない状況にあります。

こうした状況においても、区は、子ども・若者、高齢者、障害者への支援の充実、環境に配慮したまちづくり、災害対策の強化などの重点施策を着実に推し進めていかなければなりません。

このため、区では平成17年度(2005年度)には、行政経営改革計画を策定し、民間活力の活用や、外郭団体の改善、職員定数の削減など、行政改革・経営改革を積極的に進めてきました。また、平成22年度(2010年度)においては、より強固で安定した財政運営基盤を構築し、安全・安心の取組みや子育て支援などの区政の重点課題に確実に取り組んでいくため、「政策点検方針」に基づく各施策事業の聖域なき点検・検証を行い、徹底した見直しを全庁で図りました。

さらには、平成24年度(2012年度)においては、新たな行政経営改革を推進するため、「行政経営改革推進の基本方針」を策定し、平成25年度(2013年度)を実施時期とする利用

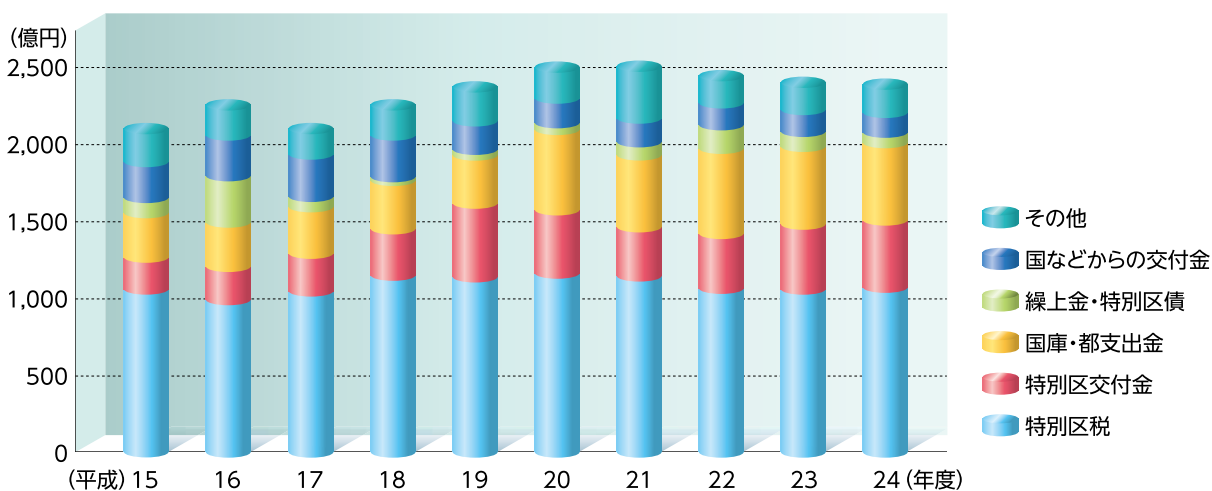
1 策定の背景

者負担等の見直しをはじめとする行政経営改革に着手しました。

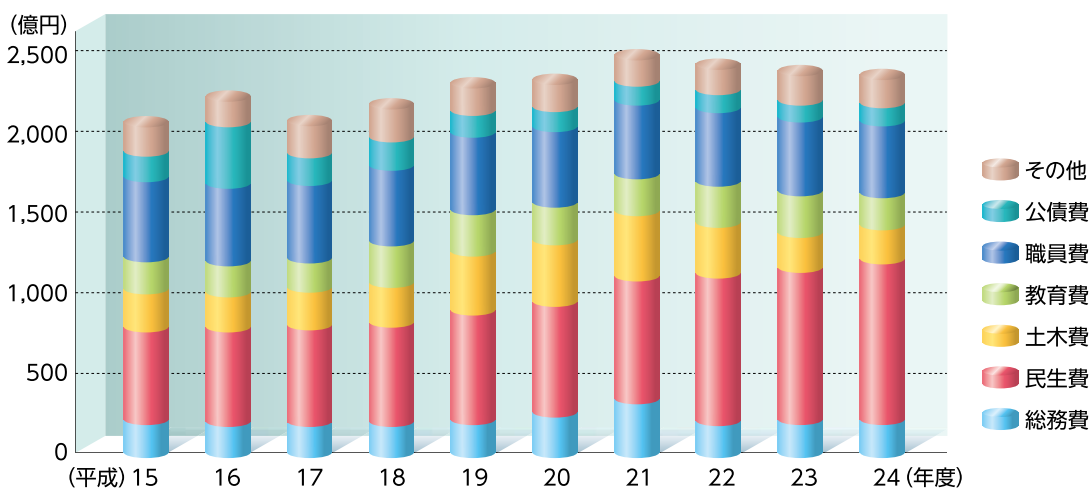
今後の世田谷区の財政見通しとしては、歳入では、国の経済見通し等を踏まえ、特別区税については、一定の伸びを見込んでいますが、特別区交付金については、地方法人課税の見直しにより、大きく減となる見込みです。今後の税制改正の動きによってはさらに減となることも想定され、区財政への大きな影響が懸念されるところです。

一方、歳出では、社会保障費の増加傾向が続くなか、公共施設の改修・改築経費の増等により、投資的経費が大幅に増加する見込みです。このように、歳入と歳出の両面で予断を許さない環境下において、将来の財政需要や景気の変動に対応していくためには、たゆまぬ行財政改善の取組みが不可欠であり、これにより持続可能な財政基盤をより強固なものとするのが重要です。

一般会計 歳入決算額の推移



一般会計 歳出決算額の推移



出典:世田谷区資料

⑧ 地方分権

地域の課題へ対応し、まちづくりを推進していくには自治権の拡充が欠かせません。

第一次地方分権改革は平成5年(1993年)の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」に始まり、平成12年(2000年)7月の地方分権一括法により結実され、国と地方は「対等・協力」関係となりました。その後、第二次地方分権改革として、三位一体改革を経て、地方分権改革推進法が平成18年(2006年)12月に公布、平成19年(2007年)4月から施行されました。同法に基づき地方分権改革の推進に関する基本的事項を検討するために、地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会で平成20年(2008年)5月の第1次勧告を皮切りに、平成21年(2009年)11月の第4次勧告まで実施され、政府は同年12月に地方分権改革推進計画を決定しました。

その後、地域主権戦略大綱やアクションプランを踏まえ、平成23年(2011年)4月に「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)および「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立しました。同年8月には第2次一括法が成立し、さらに、平成25年(2013年)3月には、「地方分権改革推進本部」が内閣に設置され、同年6月に第3次一括法が成立しました。

これを受け、区においては、世田谷の地域性を踏まえ、区民生活向上の観点から、独自基準を盛り込んだ条例等の制定・改定に取り組んでいます。

一方、世田谷区を含む特別区制度改革の歩みは、昭和50年(1975年)の区長公選から都区での協議を経て、平成10年(1998年)に地方自治法が改正され、平成12年(2000年)4月に施行されました。自治法改正は、特別区は「基礎的な地方公共団体」として位置づけられるとともに、併せて、特別区の自主性・自律性を高めるため、都区財政調整制度が改正されるとともに、清掃事業をはじめとする住民に身近な事務が移管されました。

しかし、都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、事務配分、税財政制度など課題が残されており、検討が進められています。

また、区においては、各地域・地区における特性や特色を活かしたコミュニティ活動の活性化を図るため、全国に先駆けて都市内分権として、平成3年(1991年)より地域行政制度をスタートさせ、総合支所(地域)、出張所・まちづくりセンター(地区)がそれぞれ連携を図り、まちづくりを進めています。基礎自治体における住民自治の充実や、行政と住民との協働推進の考え方を踏まえ、平成7年(1995年)から当時の出張所(27か所)に身近なまちづくり推進協議会を設置しました。

